

2021年10月1日

東海東京証券株式会社との提携による金融商品仲介業務の開始について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：田尾 祐一 以下、荘内銀行）は、東海東京証券株式会社（本社：愛知県名古屋市、代表取締役社長：佐藤 昌孝 以下、東海東京証券）と金融商品仲介業務等に関する業務委託契約を締結し、2021年10月1日（金）より金融商品仲介業務の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

本提携は、2021年5月11日（火）にフィデアホールディングス株式会社と東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が締結した金融商品仲介業務提携に関する基本合意に基づき、最終合意に至ったものです。

当行およびフィデアグループでは、法人のお客さまの事業金融ニーズ（ご融資・資金決済）に加え、法人および法人オーナー等の個人のお客さまへの資産活用・資産運用ニーズに対するコンサルティングの強化を図ると共に、法人・個人のお客さまに対する提案力の向上に努めております。

当行では、東海東京証券との本提携により、金融商品仲介による証券ビジネスの拡充を図ることで、国内外の株式や国内外の株式を対象とした仕組債など、これまで取扱いのなかったラインナップの充実を図ります。

また、金融商品仲介業務に携わる担当者についても、東海東京証券から営業職と内部管理責任者の即戦力人材を出向受入すると共に、当行担当者についても東海東京証券が地方銀行との提携証券会社で培った研修ノウハウを活用し、専門人材として育成しております。

なお、本提携の金融商品仲介業務に関する十分なお客さま対応を行うため、サービス提供エリアを山形県村山地域、置賜地域において先行実施すると共に、今後、山形県内の庄内地域、最上地域においても、体制整備を進め順次拡大してまいります。

当行では、お客さまの資産形成および資産運用に資する業務の取扱い、サービスの充実に努めております。今後ともお客さまに寄り添った提案を通して安定的な資産運用をサポートしてまいります。

記

1. 業務提携の内容

当行は、東海東京証券との提携により、金融商品仲介業務に関わる次のサポートを受けます。

(1) 金融商品仲介による取扱商品

主に、国内外の株式・債券、国内外の株式または株価指数等を参照した仕組債

(次ページに続く)

本件に関するお問い合わせ先：営業推進部ライフプランアドバイス室 五十嵐 TEL：023-626-9007

(2) 金融商品仲介の取扱いチャネル

当行担当者による対面取引（口座開設および各種取引）。

(3) 人材の出向受入

東海東京証券から証券人材（営業職および内部管理職）の出向者を受入れ。

(4) 人材育成のサポート

金融商品仲介業務に携わる当行専門人材の育成のため、東海東京証券の研修カリキュラムを活用し、業務開始前研修を含む研修・教育、コンプライアンス対応等のサポート。

2. 証券の概要（2021年9月28日現在）

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 商号 | 東海東京証券株式会社 |
| 本社所在地 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 |
| 代表者 | 代表取締役社長 佐藤 昌孝 |
| 登録番号 | 東海財務局長（金商）第140号 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 |

3. 金融商品仲介サービスの提供地域

10月1日の業務開始時は、山形県村山地域、置賜地域の営業エリアを対象に先行して実施いたします。

なお、山形県庄内地域、最上地域の営業エリアについては、2022年度以降に体制が整い次第、順次拡大してまいります。

4. サービス開始日

2021年10月1日（金）より

以上

【金融商品仲介業務に関するご注意事項】

金融商品仲介サービスのご利用にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ・金融商品仲介における取扱商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、当行ならびに委託金融商品取引業者が元本を保証するものではありません。
- ・金融商品仲介で取り扱う有価証券等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価額が変動し、損失が生じるおそれがあります。
- ・お取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法・取引チャネル等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。
- ・各商品のリスクおよび手数料等の情報の詳細については、各商品の「契約締結前交付書面」、「目論見書」または「販売用資料」等でご確認ください。
- ・お取引に際して交付する「契約締結前交付書面」、「目論見書」または「約款」等は、その内容を必ず確認のうえ、お取引の投資判断はお客さまご自身でお願い致します。
- ・当行は委託金融商品取引業者とは別法人であり、金融商品仲介のご利用にあたっては、お客さまが希望される委託金融商品取引業者の証券取引口座の開設が必要です。
- ・当行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介の商品やサービスは、委託金融商品取引業者によるものであり、当行が提供するものではありません。
- ・当行には委託金融商品取引業者とお客さまとの契約締結に関する代理権はありません。したがって、委託金融商品取引業者とお客さまとの間の契約の締結権はありません。
- ・当行での金融商品仲介のお取引の有無が、お客さまと当行との取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。また、当行での取引内容（預金・融資・為替等）が金融商品仲介サービスの取引に影響を与えることはありません。
- ・委託金融商品取引業者によって、取扱商品・手数料等が異なります。また同一商品でも手数料等が異なる場合があります。詳しくは委託金融商品取引業者のホームページ等でご確認ください。
- ・ご購入いただいた有価証券等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預かりのうえ、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が万一破綻した際にも委託金融商品取引業者の整理・処分等に流用されることなく、原則として全額保全されます。その際、委託金融商品取引業者が分別保管の義務に違反したことによって、お客さまの資産の返還が円滑に行われない場合には、返還できないお客さまの資産については投資者保護基金よりお客さま一人当たり上限1,000万円まで補償が行われます。